

議案第20号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について																						
人事課	人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に伴い、一般職の職員の給与等の支給額を改定する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。																						
内容	<p>【関係法令】 一般職の職員の給与に関する法律</p> <p>【改正趣旨】 人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、一般職の職員の給料月額、地域手当及び期末・勤勉手当の支給額等について所要の改正措置等を講ずるもの。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 第1条改正（公布日施行）</p> <p>ア 地域手当の引上げ（第11条の3関係） 現行7%から9%に引上げ（平成27年4月1日に遡って実施）</p> <p>イ 12月に支給する勤勉手当の支給割合の改定（第22条関係）</p> <table border="1" data-bbox="539 815 1370 1050"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職員区分</th> <th>【現行】</th> <th>【改正案】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">行政職</td> <td>再任用以外</td> <td>100分の75</td> <td>100分の85</td> </tr> <tr> <td>再任用</td> <td>100分の35</td> <td>100分の40</td> </tr> <tr> <td>医療職(1)</td> <td></td> <td>100分の75</td> <td>現行どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療職(2)</td> <td>再任用以外</td> <td>100分の75</td> <td>100分の85</td> </tr> <tr> <td>再任用</td> <td>100分の35</td> <td>100分の40</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 給料月額の引上げ（平成27年4月に遡って実施）</p> <p>(ア) 行政職給料表(1)の月例給を、平均0.11%引上げ (イ) 医療職給料表(1)の月例給を、平均0.28%引上げ (ウ) 医療職給料表(2)の月例給を、平均0.23%引上げ</p> <p>(2) 第2条改正（平成28年4月1日施行）</p> <p>ア 級別標準職務表の条例化（第3条、別表第1の2関係）</p> <p>イ 55歳昇給停止（医師除く。）（第9条関係）</p> <p>ウ 地域手当の引上げ（第11条の3関係）9%から10%に引上げ</p> <p>エ 昇給及び勤勉手当への人事評価結果反映に係る規定整備（第9条及び第22条関係）</p> <p>オ 6月・12月に支給する期末・勤勉手当の支給割合の改定（第21・22条関係）</p> <p>(3) 第3条改正（平成30年4月1日施行） 勤勉手当の算定から扶養手当を控除（第22条）</p> <p>【施行期日】 公布の日（平成27年4月1日から遡及適用）ほか</p> <p>【特記事項】 一般職の職員の給与改定と併せて、特別職に属する常勤の職員及び市議会議員の期末手当についても所要の改正措置を講ずる。</p>	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】	行政職	再任用以外	100分の75	100分の85	再任用	100分の35	100分の40	医療職(1)		100分の75	現行どおり	医療職(2)	再任用以外	100分の75	100分の85	再任用	100分の35	100分の40
給料表	職員区分	【現行】	【改正案】																				
行政職	再任用以外	100分の75	100分の85																				
	再任用	100分の35	100分の40																				
医療職(1)		100分の75	現行どおり																				
医療職(2)	再任用以外	100分の75	100分の85																				
	再任用	100分の35	100分の40																				